

## 大阪都市計画高度地区の変更（市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
高 度 地 区 (最低限第 1 種)	約 21 ha	建築物の各部分の高さの最低限度は 20 メートルとする。 ただし、当該建築物のうち高さが 20 メートル以上の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の 3 分の 1 以上である場合においては、当該建築物の他の部分についてはこの規定は適用しない。	
高 度 地 区 (最低限第 2 種)	約 174 ha	建築物の各部分の高さの最低限度は 7 メートルとする。 ただし、次の各号の 1 に該当する場合については、この規定は適用しない。 1 当該建築物のうち高さが 7 メートル以上の建築物の部分の水平投影面積の合計が、建築面積の 2 分の 1 以上である場合の、当該建築物の他の部分 2 建築敷地が、都市計画道路豊里矢田線、天王寺吾彦線、柴谷平野線、東野田茨田線、新庄大和川線、古市清水線、森小路大和川線及び築港深江線に面しない場合 3 建築敷地の面積の 2 分の 1 以上が、都市計画施設の区域内にある場合	
合 計	約 195 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」